

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年11月4日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ベイシアスーパーセンター小千谷店
所在地 小千谷市大字三仏生字上林3489-2番地
設置者 株式会社ベイシア
- 2 変更しようとする事項
駐車場の収容台数
（変更前）収容台数 803台
（変更後）収容台数 400台
- 3 変更を予定する年月日
平成29年6月7日
- 4 変更の理由
店舗運営計画見直しのため。
- 5 届出年月日
平成28年10月6日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
（なお、小千谷市商工観光課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成28年11月4日から平成28年3月4日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp